



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**792号** 2020年1月28日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

「たまり場」補助金 C

# 一律金額は適確か

## 12月定例会一般質問 ②-C

杉森議員は12月10日、牛久市議会12月定例会で、①土地開発基金制度の廃止、②いわゆる「たまり場」補助金、③エスカード牛久の活性化、について一般質問しました。今号では②のCを掲載します。

## 行政区規模の違いを無視

【杉森議員の質問】次に、補助金の額が一律に月額7万円と定められていることについて伺います。現在の行政区あるいは自治会の規模は、世帯数で見ると最多と最少の規模の違いはどのようなものでしょうか。

## 最多2,230世帯、最少58世帯

【市民部長の答弁】補助金交付行政区の内、最多の行政区は刈谷行政区の2,230世帯、最少は秋住団地行政区の58世帯です。

## 大きな違い無視は無理

【杉森議員の質問】このように大きい規模の違いを無視して、一律の補助金とすることは無理があるのではないかと考えますが、執行部の見解を伺います。

## 集会所の開放経費は同じ？

【市民部長の答弁】現在、たまり場補助金の交付額については、行政区の世帯数の規模にかかわらず、一律ひと月あたり7万円、年間で84万円となっています。

この補助金の導入の経緯については、年間をとおして常時集会所を開放している行政区から、開館に要する光熱水費の補てん要望を

## 会計年度任用職員

## 処遇概要が定まる

牛久市における会計年度任用職員制度は概要が明らかになってきました。

同制度は、自治体で働く臨時・非常勤職員が、2005年の45.6万人から2016年の64.3万人に急増している状況に対応し、それらのほとんどを「会計年度任用職員」に再編し、処遇を新たに整備することを目的とするもので、2017年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日に施行されるもの。

具体的処遇は各地方自治体で決定されるため、昨年9月の関係条例の制定、職員組合との団体交渉等を通じて、以下の通り大筋の合意が行われた。

- ・期末手当は6月・12月の合計で2.6ヶ月支給
- ・昇給は常勤の給与表と同様で1年ごとに4号アップ(1号が約1,000円)
- ・勤務年数に非常勤職員の期間も加算
- ・給与上限は継続課題
- ・夏季休暇を新設
- ・年次有給休暇の翌年繰り越しが可能に
- ・フルタイムでの任用も検討の余地

以上の処遇は、他の自治体と比較しても決して悪いものではない。しかし、臨時・非常勤職員は臨時的・補助的業務という建前は崩れており、職の整理は難しいものになる。

いただいたことから、現行の補助金制度を開始しました。

従ってこの補助金については、集会所の開放にかかる経費へ充てていただくことを前提としていますので、行政区の世帯数構成の大小に関係なく、補助金額を一律に設定するのは妥当であると考えています。

## 全市民のためだから平等？

また、たまり場を実施している集会所の利用については行政区民に限定せず、行政区を問わず誰でも利用できることが要件となることや、「周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくり」という同一の目的をもって運営していただいていることから、行政区ごとに補助金を出してはいますが、各集会所を全市民のために開館するための運営資金として考えれば、平等であると考えています。

## 行政区運営費補助金を参考に

【杉森議員の質問】牛久市行政区運営費補助金交付要綱は、第3条で行政区運営費補助金の額を以下のように定めています。

第3条「この要綱による補助金の額は、次の各号に定める額の合算額を限度とする。ただし、行政区以外の地域自治団体の補助金の額は、第2号に定める額を限度とする。

(1) 行政区等の広報紙配布戸数に応じて次に掲げる額

ア 戸数499戸まで250,000円

イ 戸数500戸から999戸まで270,000円

ウ 戸数1,000戸以上280,000円

(2) 広報紙配布戸数1戸につき1,300円を乗じた額」。

私は基本的に、このように基本額プラス戸数に応じた額、例えば現在の7万円の一定部分を基本額として、残りの部分を戸数に応じた分配にするようなことにすべき

「基本額プラス戸数に応じた額にしたらどうか」

と考えますが、執行部の見解を聞きます。

## 開放=たまり場・地域活性化？

【市民部長の答弁】各行政区における地域活性化活動、いわゆる「たまり場」活動は、必ずしも構成する世帯数に比例するものではなく、構成世帯数の少ない行政区であっても、活発に「たまり場」として活動を展開していただいています。

## 開放=コミュニティ？

集会所を無償で市民に開放している行政区において、集会所を一定の決まりに従い、広く行政区内外の市民へ開放しておくために必要となる運営経費については、行政区民の世帯数の規模には比例しないものと考えています。

## 周辺地域の巻き込み？

実施している行政区の構成世帯数に関わらず、行政区を超えて、集会所を広く周辺地域を巻き込んだコミュニティづくりに役立てていただいておりますので、区民以外の方も「たまり場」を使用することを踏まえ、戸数毎に段階的な補助金額の設定は考えていません。

## 今後は費用対効果も考慮

今後は、費用対効果の検証方法も考慮しながら、開館実績だけでなく、利用者人数実績や近隣行政区民との交流実績などを考慮した見直しが出来ないかも含めて、行政区からの聞き取りを行いながら検討を重ねていきたいと考えています。

## 今後の検討に期待

【杉森議員の質問】答弁の後半部分、今後の検討に期待したいと思います。

(前市長時代の「パラマキ」施策は、早急な是正が求められます。)

利用者人数実績や近隣行政区民との交流実績等を考慮した見直し検討